

令和 7 年 12 月 19 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について
(依頼)

今般、警察庁が設置する「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議」において、「自転車の交通安全教育ガイドライン」が策定・公表されました。

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から周知・活用の推進について依頼がありました。

ついては、自転車の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものになるよう、ガイドラインの周知と、ガイドラインを活用した取組の推進に努めていただきますようお願いいたします。

【自転車の交通安全教育ガイドライン】

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の策定について：警察庁 Web サイト

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20251208001.html>

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0（安全指導総括）」

令和 7 年 12 月 19 日

(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について

(依頼)

今般、警察庁が設置する「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議」において、「自転車の交通安全教育ガイドライン」が策定・公表されました。

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から周知・活用の推進について依頼がありました。

つきましては、貴管下の各学校長に対し、自転車の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものになるよう、ガイドラインの周知と、ガイドラインを活用した取組の推進に努めていただきますようお願いいたします。

【自転車の交通安全教育ガイドライン】

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の策定について：警察庁 Web サイト

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20251208001.html>

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知・活用の推進について

今般、警察庁が設置する「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携会議」において、標記「自転車の交通安全教育ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定・公表されたことを受け、警察庁よりガイドラインの周知について別紙のとおり協力依頼がありました。

自転車の交通安全教育は、警察のほか、事業者、保護者・家族、学校、自治体等、地域・社会全体で協力して取り組むべきものであり、本ガイドラインは、これらの多様な主体が行う自転車の交通安全教育が教育を受ける者にとって効果的なものとなるよう各ライフステージの特性に応じた目標及び教育内容を整理したものです。

つきましては、自転車の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものになるよう、ガイドラインの周知とこれを活用した取組の推進に努めていただきますようお願いいたします。なお、ガイドラインの公表と同時に、自転車に関する情報を集積したポータルサイト（自転車ポータルサイト）が警察庁ウェブサイト上に仮設されておりますので、併せてご活用ください。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で周知するなど、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

- ・ [「自転車の交通安全教育ガイドライン」の策定について | 警察庁 Web サイト](#)
- ・ [「自転車ポータルサイト」警察庁 Web サイト](#)
- ・ [「自転車を安全・安心に利用するために」（自転車ルールブック）の作成について | 警察庁 Web サイト](#)

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線 2695）
e-mail:anzen@mext.go.jp

警察庁丁交企発第303号
令和7年12月11日

文部科学省総合教育政策局 殿
男女共同参画共生社会学習・安全課長

警察庁交通局交通企画課長

「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知について（依頼）

警察庁では、令和6年2月に「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」が取りまとめた「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書」において、自転車の交通安全教育については「官民連携の拠点となる体制を構築し、官民それぞれの知見等を取り入れながら、ライフステージ別の自転車の交通安全教育のガイドラインを策定する」とされたことを受け、令和6年7月に「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」（以下「官民連携協議会」といいます。）を設置し、貴省をはじめ関係府省庁の御協力を賜りつつ、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育の充実を図るため検討を行ってきました。

今般、官民連携協議会において標記「自転車の交通安全教育ガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）が策定されましたので、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/>）において公表しております。

つきましては、自転車の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、貴省においても、ガイドラインの周知とこれを活用した取組の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ガイドラインの公表と同時に、自転車に関する情報（交通ルールのほか、取締りの基本的考え方、関係団体・企業や都道府県警察が作成する交通安全教育教材等に関する情報）を集積したポータルサイト（自転車ポータルサイト）を警察庁ウェブサイト上に仮設しています（<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>）ので、併せて御活用ください。

（参考）

- ガイドライン
- 自転車を安全・安心に利用するために―自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html>